

令和6年第4回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月10日（水） 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所会議室1
3. 出席委員 10名
中村英子 那須千代 安田鷹嗣 小森公明 上村博文
境 良一 芥川高一 芥川清二 鎌賀和夫 宮本久美子
4. 欠席委員 2名
太田桂子 加悦雅浩
5. 議事録署名者指名 境 良一 議長
議事録署名委員 中村委員 那須委員
6. 議 事
 - (1) 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案第14号 農地法第4条の許可に係る事業計画変更承認申請について
 - (4) 議案第15号 農用地利用集積計画の同意について
 - (5) 議案第16号 令和6年度農業雇労賃の協定（案）について
 - (6) 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

事務局 定刻となりましたので只今から令和6年第4回農業委員会総会を開催いたします。本日は2名の委員がご欠席ですが、定数の過半数の委員ご出席ですので本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 新年度初めての総会ご多用の折ご出席頂きましてお礼申し上げます。総会前にセンター会議を開催し研修について協議しました。後で事務局から説明があると思います。よろしくお願ひ致します。なお今年度の異動としまして会計年度職員の藤原さんが変わられ新たに内田さんが着任されました。総会后歓送迎会を開催します。あわせてよろしくお願ひいたします。

事務局 ありがとうございます。続きまして次第3の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第5条により境会長に議長をお願ひします。

境議長 まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということではよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、中村委員さんと那須委員さんにお願ひします。只今より議案審議を行います。まず申請書の確認委員より申請内容について説明をお願ひし、事務局から補足説明をお願ひします。それでは、今月の議案審議をお願ひします。議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号1番について確認委員の中村委員よりご説明をお願ひします。

中村委員 特に問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひ致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明がありましたら事務局より説明をお願ひします。

事務局 申請番号1番について説明します。地図は4・5ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は約500m、農業年数は40年、農機具を所有し、主たる作物は米、露地野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認致します。次に申請番号2番について確認委員の安田委員よりご説明をお願いします。

安田委員 特に問題ありませんでした。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は6ページをご覧ください。申請地までの通作距離は車で10分、農業年数は45年、農機具を所有し、主たる作物は米、野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので申請番号2番については承認致します。次に申請番号3番について確認委員の安田委員よりご説明をお願いします。

安田委員 受人は2番と同じ方で特に問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願い致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号3番について説明いたします。地図は7ページをご覧ください。申請地までの通作距離は車で10分、農業年数は45年、農機具を所有し、主たる作物は米、野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので申請番号3番については承認致します。次に申請番号4番について確認委員の松下委員よりご説明をお願いします。

松下委員 親子間の所有権移転で特に問題ないと思われます。ご審議よろしくお願
いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお
願いします。

事務局 申請番号4番について説明いたします。地図は8ページをご覧ください。
申請地までの通作距離は徒歩1分、農業年数は12年、農機具を所有し、
主たる作物は米、野菜となり、3条の要件は満たしているものと思われ
ます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号4番について、委員さん
のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということで、申請番号4番について承認します。次に申請番
号5番について事務局よりご説明をお願いします。

事務局 申請番号5番について説明いたします。地図は9ページをご覧ください。
申請地は自宅隣接地です。申請者の息子が農家で修行中であり、申請者
も定年後に農業をする計画のため、はじめに自宅隣接の休耕地を譲り受
け、耕作したいとのこと。農機具を所有し、主たる作物は露地野菜
となり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号5番について、委員さん
のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということで、申請番号5番について承認します。次に申請番号6番について確認委員の宮本委員よりご説明をお願いします。

宮本委員 親子間の経営移譲で特に問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号6番について説明いたします。地図は10ページをご覧ください。申請地までの通作距離は約40km、農業年数は10年、農機具を所有し、主たる作物は米、みかんとなり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号6番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということで、申請番号6番について承認します。次に申請番号7番について事務局よりご説明をお願いします。

事務局 申請番号7番について説明いたします。地図は11ページをご覧ください。申請地までの通作距離は約500m、農業年数は33年、農機具を所有し、主たる作物は水稻、みかんとなり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号7番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということで、申請番号7番について承認します。以上、議案第12号について7件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号1番について、確認委員の那須委員より

説明をお願い致します。

那須委員 隣接地で運送業を営まれており駐車場が足りないため今回の申請となりました。特に問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

境議長 事務局より補足説明があればよろしくお願ひします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は16ページです。申請人は、花園町で運送等を営む法人で、新たに運送用のトラックを置くための土地を探していたところ、申請地は本社の隣接地で、十分なスペースを確保できることなどから駐車場として適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありますか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番について承認します。次に申請番号2番について確認委員の安田委員より説明をお願いします。

安田委員 申請者記載事項のとおりでありました。ご審議よろしくお願ひします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明がありました事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は17ページです。申請人は、八代市で不動産業等を営む法人です。申請地は閑静な住宅地で、近隣に幼稚園や小学校、コンビニ等があるため利便性がよく、子育て世代の居住場所として需要があると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ500m以内に花園小学校、花園幼稚園があるため、第3種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので2番について承認します。次に申請番号3番について確認委員の安田委員より説明をお願いします。

安田委員 駐車場不足のため今回の申請となりました。特に問題ないと思われま。す。ご審議よろしくお。願いします。

境議長 確認委員の説明は終わりました。補足説明を事務局よりお願いします。

事務局 申請番号3番について説明いたします。地図は18ページです。申請人は、熊本市中央区に居住する個人で、経営する自動車販売所に展示する前の入庫車両の保管場所がなく、用地を探していたところ、申請地は自動車販売所に隣接しているため利便性がよいと考え、今回の転用申請となりました。申請地は都市計画用途地域内にあるため、第3種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について委員さんのご意見はありませんか。

中村委員 申請者は、熊本市中央区の住所となっていますがどのような状況でしょうか。

事務局 隣接地の宇城マイカーセンターの代表で今回は個人名での申請となりました。

境会長 他にご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので3番について承認します。次に申請番号4番について確認委員の安田委員より説明をお願いします。

- 安田委員 瓦屋を営まれており資材置場を予定されています。ご審議よろしくお願
いします。
- 境議長 確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局よりお願
いします。
- 事務局 申請番号4番について説明いたします。地図は19ページです。申請人
は、古保里町に居住する個人で、経営する瓦工場の資材置場が不足する
ため、新たに瓦や重機、トラック等を置く場所探していたところ、申請
地は瓦工場及び自宅に近く、資材の搬入に適していると考え、今回の転
用申請となりました。申請地は第1種農地、第2種農地、第3種農地の
基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地
として第2種農地に位置付けられると思われれます。以上です。
- 境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号4番について委員さんのご意見
はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 異議なしということですので4番について承認します。次に申請番号5
番について確認委員の上村委員より説明をお願いします。
- 上村委員 事務局と現地確認をしました。ご審議よろしくお願
いします。
- 境議長 確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局よりお願
いします。
- 事務局 申請番号5番について説明いたします。地図は20ページです。申請人
は、入地町に居住する個人です。理事を務める医療法人が運営する病院、
介護施設、通所施設等の食事を一括で提供できる給食センターの建設を
計画したところ、申請地は道路に囲まれた場所で、給食センターに適し
ていると考え、今回の転用申請となりました。土地は個人名義で取得し、
妻が代表者である病院給食センターが利用するとのこと。申請地は
第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件に
も該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けら
れると思われれます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号5番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので5番について承認します。次に申請番号6番について確認委員の小森委員より説明をお願いします。

小森委員 現地確認しましたが、特に問題ありませんでした。ご審議よろしく願います。

境議長 確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より願います。

事務局 申請番号6番について説明いたします。地図は21ページです。申請人は、上天草市のアパートに居住する個人です。子供の成長に伴い、現在の住居では手狭になったため、住宅を建築する計画をたてたところ、申請地は閑静な住宅地で子供の教育にも適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われれます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号6番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので6番について承認します。次に申請番号7番について確認委員の松下委員より説明をお願いします。

松下委員 特に問題ありませんでした。ご審議よろしく願います。

境議長 確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より願います。

- 事務局 申請番号7番について説明いたします。地図は22ページです。申請人は、恵塚町に居住する個人です。実家で家族と同居していましたが、子供の成長により手狭になったため、住宅の建築を考えたところ、申請地は実家に近く、交通の便もよいため適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、おおむね10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と思われませんが、集落に接続して設置されるものの不許可の例外にあたり、許可は可能です。以上です。
- 境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号7番について委員さんのご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 異議なしということですので7番について承認します。次に申請番号8番ですが、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号8番については、現時点で都市整備課への協議が不十分なため、今回は保留とします。次回以降、他法令による許可の見込みがあると判断できてから審議します。議案書からは削除をお願いします。
- 境議長 事務局の説明は終わりました。事務局の説明のとおり今回は取り下げと致します。次に申請番号9番について確認委員の鎌賀委員より説明をお願いします。
- 鎌賀委員 特に問題ありませんでした。ご審議よろしくをお願いします。
- 境議長 確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局よりお願いします。
- 事務局 申請番号9番について説明いたします。地図は24ページです。申請人は、網津町で建築業等を営む法人です。建築・土木資材等の置場とする用地を探していたところ、申請地は、会社から400mと近く、周囲に住宅等も少ないため適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、令和元年頃より既に資材置場として利用しており、父親の所有地であったため転用許可の申請が遅れてしまったとのことで、始末書添付の案件です。申請地は、網津支所からおおむね500m以内にあるため、第

2種農地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号9番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 以上、議案第13号について、8件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第14号「農地法第4条の許可に係る事業計画変更承認申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。25ページをご覧ください。地図は26ページです。申請者、目的、権利の移動、土地の所在は、議案書記載のとおりです。駐車場整備が目的ですが、隣接地所有者等から威圧感が発生する等の理由により反対されたため、既に完了している当初計画の西側一部を除き、盛土、擁壁及び小型水路の工事を行わないこととなり、事業計画の変更を申請されました。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番について承認します。次に、議案第15号「農用地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の29ページをご覧ください。これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。29ページ30番と31番につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定です。現在の契約期間が満了するため利用権の再設定となります。32番から32-2ページ45番につきましては、農地中間管理機構である熊本県農業公

社を介した利用権の新規・再設定です。次に 31 ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、田が 52,306 m²、畑が 12,296 m²、樹園地が 2,531 m²、合計が 67,133 m²となっています。次に 32 ページをご覧ください。地区ごとに表示しております。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。第 4 回総会時点での令和 6 年の累計は、基盤法による利用権の新規設定が 3,930 m²、再設定が 44,377 m²、農業公社による利用権の新規設定が 66,456 m²、再設定が 42,452 m²です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第 15 号について承認します。次に、議案第 16 号「令和 6 年度農業雇労賃の協定 (案) について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 16 号、令和 6 年度農業雇労賃金 (案) についてご説明いたします。議案書の 34 ページをご覧ください。これは、10a 当たりの賃金案を記載していて、令和 6 年度の初田起こしを 6,500 円、畝たおしを 5,500 円、代かきを 6,500 円、機械田植えを 6,500 円、コンバインつまり機械刈取りを 14,500 円としており、この金額は昨年と同様の金額となっております。また、宇城管内の平均額をご覧のとおりです。美里町の機械田植えは昨年度から 1,000 円減額、機械刈取りは昨年度から 1,000 円増額、宇城市の機械田植えは昨年度から 300 円増額となっておりますが、宇土市の令和 6 年度案の金額は、宇城平均、県平均と比較し、大きな差異はないと思います。以上、案の説明を終わります。ご検討よろしくお願いたします。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第 16 号について承認します。次に報告第 7 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。36、37、38 ページをご覧ください。解約件数は7件、総合計は13筆で31,339㎡です。解約農地、地目、面積、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第7号について承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれをもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 ありがとうございます。閉会の言葉を鎌賀副会長にお願いします。

鎌賀副会長 これをもちまして令和6年第4回の総会を閉会します。

議	長	境	良一	印
議事録署名人		中村	英子	印
議事録署名人		那須	千代	印